

傍 聴 要 領 (案)

こども・子育て支援会議

こどもの貧困対策に関する推進計画策定部会

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付で住所及び氏名を記入し、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。定員は 10 名です。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用、プラカード、旗、のぼり等の掲出その他の示威的行為をしないこと
- (2) 危険物、その他の会議の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (6) 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、部会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記 2 の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。